

平成 23 年 6 月第 2 回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

(1) 招 集 告 示	5 月 27 日 (金)
(2) 全 員 協 議 会	6 月 7 日 (火)
(3) 開 会	6 月 7 日 (火)
(4) 全 員 協 議 会	6 月 21 日 (火)
(5) 追 加 提 案	6 月 21 日 (火) 人 事

2 提出案件

(1) 報 告	11 件
・繰越計算書	7 件
・法人事業計画書	4 件
(2) 条 例	4 件
(3) 補 正 予 算	2 件
(4) 契 約 ・ 財 産 の 取 得	3 件
(5) そ の 他 の 単 独 議 案	2 件
(6) 人 事	2 件
計	24 件

土 浦 市

提出案件一覧

報告

【予算の繰越】（7件）

- 1 報告第23号 予算の繰越について
(平成22年度土浦市一般会計継続費繰越計算書)
- 2 報告第24号 予算の繰越について
(平成22年度土浦市一般会計繰越明許費繰越計算書)
- 3 報告第25号 予算の繰越について
(平成22年度土浦市一般会計事故繰越し繰越計算書)
- 4 報告第26号 予算の繰越について
(平成22年度土浦市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書)
- 5 報告第27号 予算の繰越について
(平成22年度土浦市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書)
- 6 報告第28号 予算の繰越について
(平成22年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書)
- 7 報告第29号 予算の繰越について
(平成22年度土浦市水道事業会計予算繰越計算書)

【法人の経営状況】（4件）

- 1 報告第30号 土浦市土地開発公社の平成23年度事業計画について
- 2 報告第31号 財団法人土浦市産業文化事業団の平成23年度事業計画について
- 3 報告第32号 財団法人土浦市農業公社の平成23年度事業計画について
- 4 報告第33号 株式会社ラクスマリーナの平成23年度事業計画について

議案

【条例】（4件）

- 1 議案第37号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 2 議案第38号 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について
- 3 議案第39号 土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 4 議案第40号 土浦市勤労青少年ホーム条例の一部改正について

【予算】（2件）

- 1 議案第41号 平成23年度土浦市一般会計補正予算(第2回)
- 2 議案第42号 平成23年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第2回)

【契約・財産の取得等】（3件）

- 1 議案第43号 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する平成23年度委託契約の締結について(トンネル本体工事)

- 2 議案第44号 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する平成23年度委託契約の締結について(トンネル設備工事)
- 3 議案第45号 土浦第三中学校校舎棟耐震補強及び大規模改造建築主体工事(2工区)請負契約の締結について

【市道の認定等】(2件)

- 1 議案第46号 市道の認定について
- 2 議案第47号 市道の廃止について

【人事(追加提案:最終日提出)2件】

- 1 議案第48号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について
- 2 議案第49号 土浦市監査委員の選任の同意について

(注) この資料の内容は、精査の結果異動することがある。

平成 23 年第 2 回市議会定例会 報告

【予算の繰越について】（7件）

- 1 報告第 23 号 予算の繰越について
(平成 22 年度土浦市一般会計継続費繰越計算書)
- 2 報告第 24 号 予算の繰越について
(平成 22 年度土浦市一般会計繰越明許費繰越計算書)
- 3 報告第 25 号 予算の繰越について
(平成 22 年度土浦市一般会計事故繰越し繰越計算書)
- 4 報告第 26 号 予算の繰越について
(平成 22 年度土浦市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書)
- 5 報告第 27 号 予算の繰越について
(平成 22 年度土浦市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書)
- 6 報告第 28 号 予算の繰越について
(平成 22 年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書)
- 7 報告第 29 号 予算の繰越について
(平成 22 年度土浦市水道事業会計予算繰越計算書)

【参考】

地方自治法施行令第 145 条及び第 146 条に基づく繰越の報告
 地方公営企業法第 26 条第 3 項に基づく繰越の報告（管理者→長）
 翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製 → 次の議会に報告

区 分	(22年度 → 23年度)	主 な 事 業
一般会計継続費繰越	385,000,000 円 (1件)	朝日トンネル整備事業(本体工事)
一般会計	3,092,144,719 円 (56件)	※震災影響又は、それ以外の繰越事業
一般会計事故繰越	29,398,000 円 (1件)	防災無線整備事業
下水道事業特別会計	142,495,500 円 (3件)	公共下水道整備事業・流域下水道事業 特定環境保全公共下水道整備事業
農業集落排水特別会計	3,570,000 円 (1件)	西部地区処理場機器補修工事
駅前開発事業特別会計	41,044,500 円 (1件)	事業コーディネーター業務委託 消防車庫解体・新築
水道事業会計	338,205,847 円 (7件)	配水管布設替工事・配水場整備事業
計	4,031,858,566 円 (70件)	

※一般会計の繰越事業

○主な震災影響による繰越事業	○主な震災影響外による繰越事業
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校施設復旧事業 ・体育施設復旧事業 ・木田余神立線街路事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路新設改良事業 ・バイオマス利活用事業 ・霞ヶ浦総合公園整備事業 ・小中学校耐震化事業 ・川口田中線街路事業

【法人の経営状況】（4件）

- 1 報告第30号 土浦市土地開発公社の平成23年度事業計画について
- 2 報告第31号 財団法人土浦市産業文化事業団の平成23年度事業計画について
- 3 報告第32号 財団法人土浦市農業公社の平成23年度事業計画について
- 4 報告第33号 株式会社ラクスマリーナの平成23年度事業計画について

【参考】

経営状況を公表する法人（自治法第221条第3項，第243条の3第2項）

- ・土地開発公社
- ・資本金，基本金の2分の1以上を出資している法人（地方自治法施行令第152条）

[出資の状況]

土地開発公社	1,000千円	(出資金, 出資割合 100%)
産業文化事業団	3,000千円	(出捐金, 同 100%)
農業公社	50,000千円	(出捐金, 同 83.3%)
ラクスマリーナ	30,000千円	(出資金, 同 100%)

毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類（地方自治法施行令第173条）を提出

☆ 主な事業計画

法人	主な事業計画
土地開発公社	総合運動公園建設用地等取得事業，中央一丁目再開発用地等土地貸付事業
産業文化事業団	水郷体育館，亀城プラザなどの施設の営業
農業公社	農地利用集積円滑化事業体制の整備，施設の有効活用と地域特産品による地域の活性化，都市と農村の交流事業の促進，常陸秋そば生産振興と販売・PR体制の充実・強化
ラクスマリーナ	マリーナ事業のさらなる活性化，イベント等の開催による市民に親しまれるマリーナ運営の推進，遊覧船事業の魅力アップや新たな路線の開発，船舶修繕事業の拡大，その他マリーナ事業の拡大

平成 23 年第 2 回市議会定例会 議案

【条 例】（4 件）

1 議案第 37 号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	本市市議会議員の報酬月額について、月の途中で任期が開始又は満了する場合、日割り計算により支給する改正が行われたことに鑑み、他の特別職の委員等の報酬についての同様の改正。								
改正の主な内容	<p>○報酬額が月額によって定められている特別職の委員の報酬支給変更（第 3 条）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td style="text-align: center;">就任・離職 死亡離職</td> <td style="text-align: center;">月割計算で支給</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">改正後</td> <td style="text-align: center;">就任・離職</td> <td style="text-align: center;">日割計算で支給</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">死亡離職</td> <td style="text-align: center;">月割計算で支給</td> </tr> </table>	改正前	就任・離職 死亡離職	月割計算で支給	改正後	就任・離職	日割計算で支給	死亡離職	月割計算で支給
改正前	就任・離職 死亡離職	月割計算で支給							
改正後	就任・離職	日割計算で支給							
	死亡離職	月割計算で支給							
施行日	公布の日から施行する。								

2 議案第38号 土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	農地法による転用許可は、農地を農地以外のものにするものの規制が主であり、搬入土の安全性などの確認ができないため、適用除外であった農地法に基づく埋立てについても、本条例を適用する改正。				
改正の主な内容	<p>①土地の埋立てについての本条例の適用除外について（第7条第3項第3号）</p> <table border="1" data-bbox="475 483 1369 584"> <tr> <td data-bbox="475 483 627 584">改正前</td> <td data-bbox="632 483 1369 584">他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="469 685 1378 891"> <tr> <td data-bbox="469 685 627 891">改正後</td> <td data-bbox="632 685 1378 891">他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等。ただし、農地法の規定による許可及びこの届出に係る土地の埋立て等については、この限りではない</td> </tr> </table> <p>②適用される埋立て等の面積は300㎡以上5,000㎡未満(5,000㎡以上は県条例の規制となるため)</p> <p>※悪質な埋立て工事の苦情もあるが、指導監督をすることができる法的根拠がなく、農業委員会も、相手方に改善依頼という関与しかできない。</p>	改正前	他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て	改正後	他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等。 ただし、農地法の規定による許可及びこの届出に係る土地の埋立て等については、この限りではない
改正前	他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て				
改正後	他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等。 ただし、農地法の規定による許可及びこの届出に係る土地の埋立て等については、この限りではない				
施行日	平成23年10月1日				

3 議案第39号 土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」（平成23年5月2日公布・施行）に基づき、東日本大震災の被災者について災害援護資金貸付け等に関する特例措置が講じられたことに準拠した改正。																																
改正の主な内容	<p>①対象者</p> <p>東日本大地震により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長 その他、相当な機関(消防署、医師など)から受けた者</p> <p>②災害援護資金の貸付の申請受付期間(条例施行規則において規定)</p> <table border="1" data-bbox="451 678 1425 813"> <tr> <td>特例</td> <td>平成23年3月11日(震災発生日)から平成30年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td>災害発生日より3か月</td> </tr> </table> <p>③償還期間・据置期間の延長特例(13条2項、付則4項)</p> <table border="1" data-bbox="464 864 1302 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> <th>厚労大臣が認める場合等の特別事情の据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例</td> <td>13年</td> <td>6年</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td>10年</td> <td>3</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>④保証人・利率の特例(14条、付則4項、5項)</p> <table border="1" data-bbox="477 1126 1310 1279"> <thead> <tr> <th></th> <th>保証人</th> <th>利率(保証有)</th> <th>利率(保証人無)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例</td> <td>不要</td> <td>無利子</td> <td>年1.5%</td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td>要</td> <td>3%</td> <td>貸付不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤償還免除の特例(15条3項、付則5項)</p> <table border="1" data-bbox="472 1328 1315 1491"> <tr> <td>特例</td> <td>借受人が支払期日から10年後において、無資力等かつ償還金を支払不可の場合</td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td>借受人が死亡または重度障害になり支払不可の場合</td> </tr> </table>	特例	平成23年3月11日(震災発生日)から平成30年3月31日まで	通常	災害発生日より3か月		償還期間	据置期間	厚労大臣が認める場合等の特別事情の据置期間	特例	13年	6年	8年	通常	10年	3	5年		保証人	利率(保証有)	利率(保証人無)	特例	不要	無利子	年1.5%	通常	要	3%	貸付不可	特例	借受人が支払期日から10年後において、無資力等かつ償還金を支払不可の場合	通常	借受人が死亡または重度障害になり支払不可の場合
特例	平成23年3月11日(震災発生日)から平成30年3月31日まで																																
通常	災害発生日より3か月																																
	償還期間	据置期間	厚労大臣が認める場合等の特別事情の据置期間																														
特例	13年	6年	8年																														
通常	10年	3	5年																														
	保証人	利率(保証有)	利率(保証人無)																														
特例	不要	無利子	年1.5%																														
通常	要	3%	貸付不可																														
特例	借受人が支払期日から10年後において、無資力等かつ償還金を支払不可の場合																																
通常	借受人が死亡または重度障害になり支払不可の場合																																
施行日	公布の日から施行し、東日本大震災の発災日(平成23年3月11日)に遡って適用する。																																

※参考…貸付限度額について

①世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	
ア 当該負傷のみ	150万円
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
ウ 住居の半壊	270万円
エ 住居の全壊	350万円
②世帯主に1カ月以上の負傷がない場合	
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊(エの場合は除く)	250万円
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円

4 議案第40号 土浦市勤労青少年ホーム条例の一部改正について

改正の趣旨	中小企業に働く青少年の施設利用の利便性向上を目的として、勤労青少年ホームの開館時間や休館日を見直すための改正。														
改正の主な内容	<p>①休館日(第5条)</p> <table border="1" data-bbox="480 383 1378 483"> <tr> <td>改正前</td> <td>(1)日曜日休館 (2)国民の祝日に関する法律に定める休日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="480 584 1378 685"> <tr> <td>改正後</td> <td>(1)月曜日休館 (2)国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性を図るため、月曜日を休館日にする。 ・他の公民館等施設の休館日との整合性を図る。 <p>②開館時間(第6条)</p> <table border="1" data-bbox="480 880 1374 1016"> <tr> <td rowspan="2">改正前</td> <td>月曜日～金曜日</td> <td>午後1時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="480 1117 1374 1254"> <tr> <td rowspan="2">改正後</td> <td>火曜日～金曜日</td> <td>午後1時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日の開館時間については、土曜日と同じにする。 	改正前	(1)日曜日休館 (2)国民の祝日に関する法律に定める休日	改正後	(1)月曜日休館 (2)国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日	改正前	月曜日～金曜日	午後1時～午後9時	土曜日	午前9時～午後5時	改正後	火曜日～金曜日	午後1時～午後9時	土曜日・日曜日	午前9時～午後5時
改正前	(1)日曜日休館 (2)国民の祝日に関する法律に定める休日														
改正後	(1)月曜日休館 (2)国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日														
改正前	月曜日～金曜日	午後1時～午後9時													
	土曜日	午前9時～午後5時													
改正後	火曜日～金曜日	午後1時～午後9時													
	土曜日・日曜日	午前9時～午後5時													
施行日	平成23年10月1日														

【予 算】（2件）

- 1 議案第41号 平成23年度土浦市一般会計補正予算（第2回）
- 2 議案第42号 平成23年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第2回）

☆ 補正予算総括表

千円

区 分	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	50,947,340	780,127	51,727,467
下水道事業特別会計	5,451,905	37,800	5,489,705
合 計	89,108,837	817,927	89,926,764

一般会計歳入歳出補正予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	国庫支出金	7,528,584	17,422	7,546,006
	県支出金	2,487,651	159,137	2,646,788
	寄付金	15,691	3,702	19,393
	繰入金	707,285	444,366	1,151,651
	市債	6,652,900	155,500	6,808,400
	合 計	50,947,340	780,127	51,727,467
歳出	総務費	5,361,276	12,800	5,374,076
	民生費	15,559,836	157,037	15,716,873
	消防費	1,950,064	2,100	1,952,164
	災害復旧費	920,764	608,190	1,528,954
	合 計	50,947,340	780,127	51,727,467

☆ 補正予算の主なもの

- ・ 災害見舞金支給事業
- ・ 小規模特別養護老人ホーム整備事業
- ・ 東日本大震災による道路補修・側溝清掃
- ・ 東日本大震災による土浦城址の修繕
- ・ 住宅施設災害復旧事業

【契約・財産の取得等】（3件）

【参考】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

- ・ 予定価格 1億5,000万円以上の工事又は製造の請負
- 2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い
(土地については,1件5,000㎡以上のものに限る。)

1 議案第43号 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する平成23年度委託契約の締結について(トンネル本体工事)

名 称	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する平成23年度委託契約
委 託 箇 所	土浦市大志戸地内 外
委 託 内 容	朝日トンネルの土浦市側区間のトンネル本体工事に関する事務 (平成23年度分) L=732m(土浦市側全長) W=9m
契 約 金 額	627,000,000円
契 約 の 相 手 方	水戸市笠原町978番6 茨城県知事 橋 本 昌
契 約 の 方 法	随意契約

2 議案第44号 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する平成23年度委託契約の締結について(トンネル設備工事)

名 称	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する平成23年度委託契約
委 託 箇 所	土浦市大志戸地内 外
委 託 内 容	朝日トンネルの土浦市側区間のトンネル設備工事に関する事務 (平成23年度分) 照明設備,受配電設備,無線設備,換気設備 非常用設備等一式
契 約 金 額	211,000,000円
契 約 の 相 手 方	水戸市笠原町978番6 茨城県知事 橋 本 昌
契 約 の 方 法	随意契約

3 議案第45号 土浦第三中学校校舎棟耐震補強及び大規模改造建築主体工事
(2工区)請負契約の締結について

名 称	土浦第三中学校校舎棟耐震補強及び大規模改造建築主体工事(2工区) 請負契約
工 事 箇 所	土浦市中村南一丁目地内
工 事 内 容	<p>既存校舎棟 4階建</p> <p>耐震補強工事 【24-1号棟】 延べ床面積：3,094 m² ・鉄骨ブレース設置工事等 一式</p> <p>大規模改造工事 【24-1・24-2号棟】 延べ床面積：4,574 m² ・外壁改修工事、内装改修工事等 一式</p>
契 約 金 額	170,100,000 円
契 約 の 相 手 方	土浦市東崎町11番5号 株式会社 山本工務店
契 約 の 方 法	一般競争入札

【市道の認定等】（2件）

1 議案第46号 市道の路線の認定について

1	並木三丁目15号線	概要	民間会社の開発行為の帰属に伴う認定
		起点	自 並木三丁目 4441-17
		終点	至 並木三丁目 4441-16
		幅員	6.00m～12.00m
		延長	39.31m
2	田村175号線	概要	道路改良工事に伴う認定
		起点	自 手野町 3987-1
		終点	至 手野町 3985
		幅員	9.00m～14.00m
		延長	90.00m

2 議案第47号 市道の路線の廃止について

1	東中貫26号線	概要	個人の開発行為による道路交換に伴う廃止
		起点	自 神立町 3626-5
		終点	至 神立町 3627
		幅員	2.00m～3.25m
		延長	58.37m

平成 23 年第 2 回市議会定例会追加議案・諮問

【人 事】（2 件）

- 1 議案第 48 号 土浦市教育委員会委員の任命の同意について
任期満了の委員 小原 芳道 委員 任期満了日 平成 23 年 6 月 24 日

- 2 議案第 49 号 土浦市監査委員の選任の同意について
任期満了の委員 川原場 明朗 委員 任期満了日 平成 23 年 4 月 30 日